

(証券コード：8952)
2022年11月22日

投資主各位

東京都千代田区大手町一丁目1番1号
ジャパンリアルエステイト投資法人
執行役員 柳 澤 裕

第13回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当投資法人の第13回投資主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

投資主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本投資主総会へのご出席につきましては慎重にご判断いただきますようお願い申し上げます。なお、本投資主総会に当日ご出席されない場合は、後記の投資主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、2022年12月12日（月曜日）午後5時までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。また、当投資法人においては、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に基づき、現行規約第14条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。したがって、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ、賛成されたものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

<当投資法人規約抜粋>

第14条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成するものとみなします。
2. 前項の規定による定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します。
3. 前2項の規定は、以下の各事項に係る議案の決議には適用しないものとします。
 - (1) 執行役員又は監督役員の解任
 - (2) 解散
 - (3) 資産運用会社による資産の運用に係る委託契約の解約への同意
 - (4) 投資法人による資産の運用に係る委託契約の解約
4. 第1項及び第2項の規定は、本条を変更する規約変更議案については適用しないものとします。

記

1. 日 時 2022年12月13日（火曜日）午前11時（開場：午前10時）
2. 場 所 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
丸の内ビルディング 7階
「丸ビルホール&コンファレンススクエア」

※ご来場の際は末尾のご案内図をご参照の上、お間違いのないようご注意ください。また、新型コロナウイルスの感染リスク低減の観点から、会場の座席間隔を広げるため、例年の投資主総会と比べご用意可能な席数が減少しております。席数が定員に達しましたら以降の入場をお断りさせていただきますこととございますので、予めご了承ください。詳しくは後記「第13回投資主総会における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応」をご覧ください。

3. 会議の目的事項

決議事項

- 第1号議案 規約一部変更の件
- 第2号議案 執行役員1名選任の件
- 第3号議案 補欠執行役員2名選任の件
- 第4号議案 監督役員2名選任の件
- 第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

4. 議決権の代理行使について

投資主総会当日、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主様1名に委託することができます。この場合には、投資主様ご本人の議決権行使書面とともに、代理権を証する書面を会場受付にご提出ください。

以 上

【お願い】 ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出ください。

◎ご来場の投資主様へのお土産のご用意はございませんので、予めご了承ください。

【ご案内】 ◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法

投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までに修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当投資法人のウェブサイト(※)に掲載いたします。

◎本投資主総会終了後、同会場におきまして、当投資法人の資産運用会社であるジャパンリアルエステイトアセットマネジメント株式会社が、当投資法人の運用状況等に関する説明会を開催する予定です。なお、本説明会については、開催頻度の見直しをさせていただき、今後は年1回の開催とさせていただきます。何卒ご理解頂けますようお願い申し上げます。次回の開催は開催前に改めてお知らせいたします。

当投資法人の決算説明動画及び決算説明資料は、当投資法人のウェブサイト(※)にてご覧いただくことができます。

◎今後の状況の変化等により、やむを得ず本投資主総会を延期又は会場を変更する場合等がございます。また、本説明会を中止する場合もございます。これらに関するお知らせを当投資法人のウェブサイト(※)に掲載する場合がございますので、あわせてご確認ください。

※当投資法人のウェブサイト <https://www.j-re.co.jp/>

第13回投資主総会における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応

本投資主総会につきましては、新型コロナウイルスの国内の感染状況を踏まえ、投資主の皆様の安全を第一に、会場での感染症拡大防止に出来る限り努めるべく以下の対応を行うことを予定しております。投資主の皆様のご理解及びご協力をお願いいたします。

<投資主様へのお願い>

- ・本投資主総会における議決権はご来場をされなくとも、書面により行使することができます。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、議決権行使書面による議決権の行使をご検討ください。
- ・本投資主総会へのご出席を検討されている投資主様におかれましては、投資主の皆様を第一に、ご自身の健康状態や開催日時点の新型コロナウイルス感染症の流行状況や行政機関の対応状況にご留意いただき、くれぐれもご無理をなされないようお願い申し上げます。
- ・特に、ご高齢の方、基礎疾患がある方、妊娠中の方、その他健康状態にご不安のある方は、本投資主総会へのご来場を見合わせることをご検討ください。

<投資主総会の運営について>

- ・ご来場の投資主様におかれましては、マスクの着用、受付でのアルコールによる手指消毒及び検温にご協力ください。ご協力いただけない場合は、会場へのご入場をお断りする場合がございます。
- ・検温の結果、発熱（37.5度以上）のある投資主様、咳等の症状のある投資主様、その他新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる投資主様にはご入場をお断りする場合がございます。
- ・**新型コロナウイルスの感染リスク低減の観点から、会場の座席間隔を広げるため、例年の投資主総会と比べご用意可能な席数が減少しております。席数が定員に達しましたら以降の入場をお断りさせていただくこともございますので、予めご了承ください。**
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本投資主総会の所要時間を通常より短縮する観点から、議場において議案の詳細な説明を省略する場合がございますので、本招集通知を事前にお目通しください。
- ・上記の他、本投資主総会の秩序維持及び新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、必要な措置を講じる場合がございますので、何卒ご理解及びご協力のほどお願いいたします。

以上、時節柄、投資主の皆様のご理解並びにご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。なお、今後の状況の変化や行政機関による指導・要望等により、上記の内容を更新する場合がございます。最新の情報は当投資法人のウェブサイト (<https://www.j-re.co.jp/>) にてお知らせいたします。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由：

- ① 投資主総会の招集に関する定めについて、投資主総会の開催準備や招集時期などを考慮し、規約第9条第3項を一部修正するものであります。
- ② 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条但書に規定する改正規定（これに関連する投資信託及び投資法人に関する法律等の改正を含みます。）が2022年9月1日に施行され、同日付で当投資法人について投資主総会参考資料等の電子提供措置をとる旨の規約変更がなされたものとみなされていることに伴い、規約第10条の2を新設するものであります。
- ③ 2019年7月4日改正の企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（関連して新たに制定又は改正された会計基準及び適用指針を含みます。）の適用に伴い、規約第28条第1項第（3）号、第（4）号及び第（6）号を一部修正するものであります。

2. 変更の内容

現行規約の一部を下記変更案のとおり改めるものであります。

（変更箇所は下線の部分であります。）

現 行 規 約	変 更 案
(招集) 第9条（記載省略） 3. 投資主総会は、 <u>2022年12月1日</u> 及び同日以後遅滞なく招集し、以後、隔年毎の <u>12月1日</u> 及び同日以後遅滞なく招集します。また、この投資法人は、必要があるときは、随時投資主総会を招集することができます。	(招集) 第9条（現行のとおり） 3. 投資主総会は、 <u>2024年11月10日</u> 及び同日以後遅滞なく招集し、以後、隔年毎の <u>11月10日</u> 及び同日以後遅滞なく招集します。また、この投資法人は、必要があるときは、随時投資主総会を招集することができます。
(新設)	(電子提供措置等) <u>第10条の2</u> この投資法人は、投資主総会の招集に際し、投資主総会参考資料等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとします。

現 行 規 約	変 更 案
	<p><u>2. この投資法人は、電子提供措置をとる事項のうち法令で定めるものの全部又は一部について、第15条に基づき定められる議決権の基準日までに書面交付請求した投資主に対して交付する書面に記載しないことができます。</u></p>
<p>(資産評価の方法、基準及び基準日) 第28条 (記載省略)</p> <p>(3) 第25条第3項に定める不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券 当該有価証券の市場価格がある場合には、<u>市場価格に基づく価額 (金融商品取引所における取引価格、認可金融商品取引業協会等が公表する価格、これらに準じて随時、売買換金等を行うことができる取引システムで成立する取引価格をいいます。以下同じ。) を用いるものとします。市場価格がない場合には、合理的に算定された価額により評価するものとします。但し、優先出資証券については、上記のような市場価格及び合理的に算定された価格がない場合には取得原価で評価することが出来るものとします。</u></p> <p>(4) 第25条第4項第1号及び第4号に定める有価証券 <u>当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額を用いるものとします。市場価格がない場合には、合理的に算定された価額により評価するものとします。</u></p>	<p>(資産評価の方法、基準及び基準日) 第28条 (現行のとおり)</p> <p>(3) 第25条第3項に定める不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券 <u>時価をもって評価するものとします。但し、市場価格のない株式等は、取得原価にて評価するものとします。</u></p> <p>(4) 第25条第4項第1号及び第4号に定める有価証券 <u>満期保有目的の債券に分類される場合は取得原価をもって評価し、その他有価証券に分類される場合は、時価をもって評価するものとします。但し、市場価格のない株式等は、取得原価にて評価するものとします。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(5) (記載省略)</p> <p>(6) 第25条第4項第3号に定めるデリバティブ取引に係る権利 <u>金融商品取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務は、当該金融商品取引所の最終価格（終値、終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値））を用います。同日において最終価格がない場合には同日前直近における最終価格を用います。金融商品取引所の相場がない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務は、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られればその価額とします。公正な評価額を算出することが極めて困難と認められるデリバティブ取引については、取得価額をもって評価します。但し、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準・慣行により、ヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計が適用できるものとします。</u></p>	<p>(5) (現行のとおり)</p> <p>(6) 第25条第4項第3号に定めるデリバティブ取引に係る権利 <u>デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務は、時価をもって評価するものとします。但し、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準・慣行により、ヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計が適用できるものとします。</u></p>

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員柳澤裕は本投資主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、任期は、投信法第99条第2項及び当投資法人現行規約第18条第1項但書の定めにより、就任する2022年12月13日（本投資主総会終結時）から、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとなります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

また、執行役員選任に関する本議案は、2022年10月27日開催の役員会において、監督役員的全員の同意をもって提出するものであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する 当投資法人の 投資口の口数
かとう じょう 加藤 譲 (1954年4月14日)	1977年4月 三菱地所株式会社入社 1998年4月 同社海外事業部副長 2003年4月 同社海外事業部長 2006年4月 三菱地所ビルマネジメント株式会社 出向専務取締役 2007年4月 三菱地所株式会社執行役員 兼三菱地所ビルマネジメント株式会 社取締役社長 2010年4月 三菱地所株式会社常務執行役員 兼三菱地所ビルマネジメント株式会 社取締役社長 2011年4月 三菱地所株式会社常務執行役員 経営企画部、人事部、広報部担当 2011年6月 同社取締役兼常務執行役員 2013年4月 同社代表取締役兼専務執行役員 2014年4月 同社代表取締役兼専務執行役員 海外業務企画部、欧米事業部、アジ ア事業部担当 2015年4月 同社代表取締役兼副社長執行役員 社長補佐、海外業務企画部、欧米事 業部、アジア事業部担当	0口

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する 当投資法人の 投資口の口数
	2016年6月 同社取締役兼代表執行役執行役副社長 社長補佐、海外業務企画部、欧米事業部、アジア事業部担当 2017年4月 同社取締役兼代表執行役執行役副社長 社長補佐、海外業務企画部担当 2018年4月 同社取締役 2018年6月 同社取締役 常勤監査委員 2022年6月 同社顧問（現職） （現在に至る）	

注：候補者加藤譲は、他の会社の代表者又は他の投資法人の執行役員を兼務しておりません。

候補者加藤譲と当投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 補欠執行役員2名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員2名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案をご承認いただいた場合の執行役員への就任の優先順位は、小島正二郎を第1順位、藤野正昭を第2順位とします。なお、本議案の補欠執行役員の選任に係る決議の効力を有する期間は、当投資法人現行規約第18条第2項の定めにより、第2号議案における執行役員の就任日である2022年12月13日（本投資主総会終結時）から、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとなります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

また、補欠執行役員選任に関する本議案は、2022年10月27日開催の役員会において、監督役員的全員の同意をもって提出するものであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する 当投資法人 の投資口の 数
1	こじま しょうじろう 小島 正二郎 (1964年5月25日)	1988年4月 三菱地所株式会社入社 2005年4月 三菱地所投資顧問株式会社出向 2009年4月 同社資産運用部長 2010年4月 同社コンプライアンス部長兼内部監査部長 2011年4月 同社資産運用部長 2013年4月 三菱地所アジア社出向取締役副社長 2014年4月 同社取締役社長 2018年4月 三菱地所株式会社投資マネジメント事業部長 2022年4月 ジャパンリアルエステイトアセットマネジメント株式会社出向代表取締役社長（現職） (現在に至る)	0口

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 投 資 法 人 の 投 資 口 の 口 数
2	ふじ の まさ あき 藤 野 正 昭 (1965年12月17日)	1988年4月 第一生命保険相互会社入社 2002年4月 ジャパンリアルエステイトア セットマネジメント株式会社出向 2006年4月 第一生命保険相互会社リスク管 理統括部次長 2013年4月 同社運用サービス部次長 2014年11月 ジャパンリアルエステイトア セットマネジメント株式会社入社 2018年4月 同社財務部副部長 2019年6月 同社業務管理部長兼リスク管理 室長 2020年4月 同社執行役員業務管理部長兼リ スク管理室長 2021年4月 同社執行役員業務管理部長 2022年4月 同社常務執行役員業務管理部長 (現職) (現在に至る)	0口

注：候補者小島正二郎は、当投資法人が資産運用委託契約を締結しているジャパンリアル
エステイトアセットマネジメント株式会社の代表取締役であります。その他、候補者
小島正二郎と当投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

注：候補者藤野正昭は、当投資法人が資産運用委託契約を締結しているジャパンリアルエ
ステイトアセットマネジメント株式会社の常務執行役員業務管理部長であります。そ
の他、候補者藤野正昭と当投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

なお、上記補欠執行役員については、その就任前に当投資法人の役員会の
決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員岡野谷知広、鷹野宏明の両氏は本投資主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監督役員2名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、任期は、投信法第99条第2項及び当投資法人現行規約第18条第1項但書の定めにより、就任する2022年12月13日（本投資主総会終結時）から、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員を選任を議案とする投資主総会の終結の時までとなります。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する 当投資法人 の投資口の 数
1	鷹野宏明 (1969年1月10日)	1992年10月 中央新光監査法人入所 1996年4月 公認会計士登録 2001年2月 税理士登録 2002年3月 鷹野公認会計士税理士事務所設立（現職） 2005年3月 株式会社ビッグウェイブ監査役（非常勤）（現職） 2007年11月 アイシーシー株式会社代表取締役（現職） 2017年5月 当投資法人監督役員（現職）（現在に至る）	0口
2	青代深雪 (1975年2月6日)	2002年10月 司法修習修了 弁護士登録（第二東京弁護士会） 牛島総合法律事務所入所 2009年10月 松村国際法律事務所（現新堂・松村法律事務所）入所（現職）（現在に至る）	0口

注：候補者鷹野宏明は、アイシーシー株式会社の代表取締役及び個人の資産管理を目的とする合同会社3社の代表社員です。この他に、他の会社の代表者又は他の投資法人の執行役員を兼務しておりません。

株式会社ビッグウェイブは、イベント等に関する広告代理店であり、アイシーシー株式会社は、鷹野公認会計士税理士事務所本店を置く経営コンサルティング会社です。候補者鷹野宏明と当投資法人の間には、特別の利害関係はありません。なお、候補者鷹野宏明は、現在、当投資法人の監督役員として当投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しています。

注：候補者青代深雪は、他の会社の代表者又は他の投資法人の執行役員を兼務しておりません。

候補者青代深雪と当投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監督役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案の補欠監督役員の選任に係る決議の効力を有する期間は、当投資法人現行規約第18条第2項の定めにより、第4号議案における監督役員の就任日である2022年12月13日（本投資主総会終結時）から、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとなります。

補欠監督役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する 当投資法人の 投資口の口数
鈴木教夫 (1972年8月9日)	2007年12月 司法修習修了 弁護士登録（第二東京弁護士会） 2009年4月 西内・加々美法律事務所入所 2012年4月 慶應義塾大学法科大学院助教 2013年9月 加々美法律事務所入所 2015年4月 新堂・松村法律事務所入所（現職） 2018年4月 慶應義塾大学法科大学院非常勤講師 （現職） （現在に至る）	0口

注：候補者鈴木教夫は、他の会社の代表者又は他の投資法人の執行役員を兼務しておりません。

候補者鈴木教夫と当投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

なお、上記補欠監督役員については、その就任前に当投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。

その他の参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち、当投資法人の現行規約第14条第3項に定める議案があるときは、当該議案には、同条第1項に定める「みなし賛成」の規定の適用はございません。また、本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、同項に定める「みなし賛成」の規定の適用はございません。

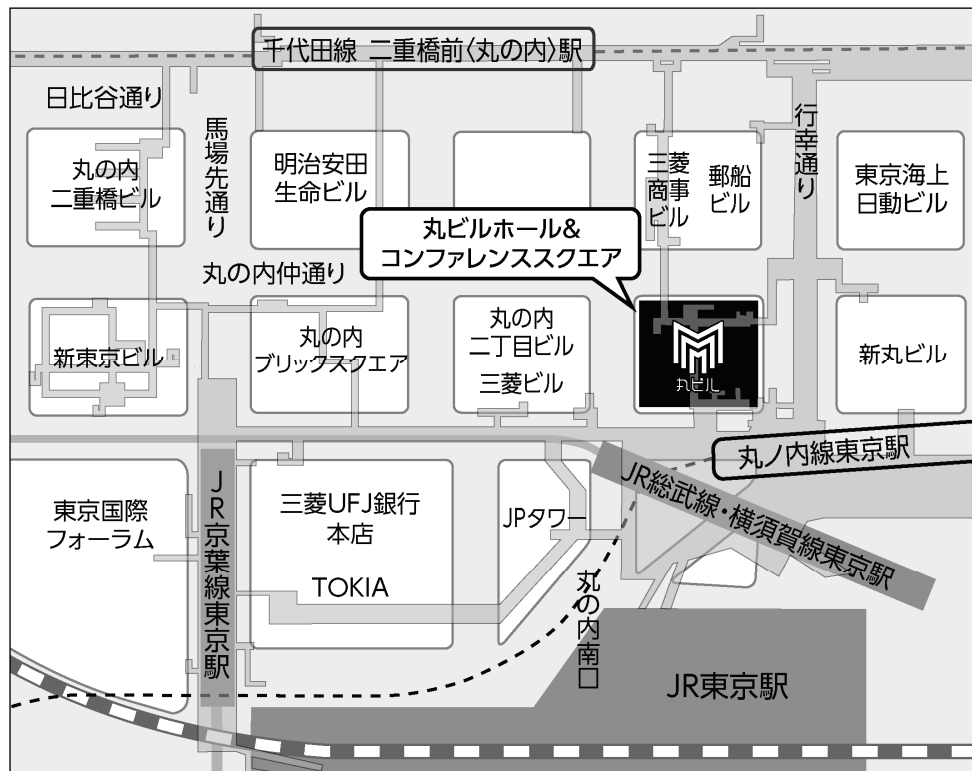
なお、上記の第1号議案、第2号議案、第3号議案、第4号議案及び第5号議案につきましては、いずれも、当投資法人の現行規約第14条第3項に定める議案には該当せず、かつ、相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以 上

投資主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
丸の内ビルディング 7階
「丸ビルホール&コンファレンススクエア」
※エレベーターにて7階までお越しく下さい。
日時 2022年12月13日（火曜日）午前11時（開場：午前10時）
電話 03-3217-7111

□ 建物 □ 道路 ■ 地下道



交通のご案内

- ・ J R 東京駅 丸の内南口より徒歩1分
- ・ 地下鉄 東京メトロ丸の内線東京駅（地下道経由で直結）
東京メトロ千代田線二重橋前〈丸の内〉駅（地下道経由で直結）

※投資主総会のための駐車場の準備はございませんので、予めご了承ください。

※ご来場の投資主様へのお土産のご用意はございませんので、予めご了承ください。

※新型コロナウイルスの感染リスク低減の観点から、会場の座席間隔を広げるため、例年の投資主総会と比べご用意可能な席数が減少しております。席数が定員に達しましたら以降の入場をお断りさせていただくこともございますので、予めご了承ください。